

平成28年 第4回土幌町議会定例会

1 議事日程第2号 12月8日(木曜日)午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2		一般質問
		1 中村 貢 議員 土幌町小規模企業振興条例の制定について
		2 大西 米明 議員 インバウンド(訪日外国人旅行者)誘客対策について
日程番号3	議案第11号	平成28年度土幌町一般会計補正予算
日程番号4	議案第12号	平成28年度土幌町国民健康保健事業特別会計補正予算
日程番号5	議案第13号	平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号6	議案第14号	平成28年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号7	議案第15号	平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号8	議案第16号	平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号9	議案第17号	平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
日程番号10	議案第18号	平成28年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
日程番号11	議案第19号	平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員(11名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆	10番 大西 米明
11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司	

3 欠席議員(1名)

6番 清水 秀雄

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課主幹	三島 裕子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	矢野 秀樹
こども課長	金森 秀文	消防課長	淡中 濟

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 辻 亨
学校給食センター所長 鈴木 典人 高等学校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 藤内 和三

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は11名です。 なお、6番、清水議員より、入院加療のため欠席届が出ていますので、報告いたします。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大西米明議員及び11番、加藤宏一議員を指名いたします。
2	中村議員	日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、中村貢議員。 商工会長でありますので、関連した質問を町長に質問させていただきます。 土幌町小規模企業基本条例の制定について。平成26年6月に小規模企業振興基本法が成立され、その基本計画に従い、さまざまな施策が行われております。昨年3月、第1回定例会において関連の質問をし、町長の基本法に対する認識を伺い、商工会に対して各種支援対策をしていただいておりますが、基本法では小規模企業振興条例の制定も責務となっております。商工会議所及び管内商工会議所、商工会連合会では、道並びに市町村に対し条例制定の要望を行い、道では本年3月に北海道小規模企業振興条例が公布され、4月1日から施行されております。管内では、1町が公布され、ほかに2町が条例制定に向け検討中であり、土幌町小規模企業振興条例の制定についてどのように考えているのか、町長の考えを伺います。
	加納議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、中村議員の質問に対する答弁をさせていただきたいと思
います。

ただいま中村議員が申されましたとおり、小規模企業振興基本法は平成26年の6月に制定されました。この法律は、人口減少、高齢化、グローバル化の中で地域の雇用を支え、地域に必要な商品、サービスを提供する小規模企業に光を当てるもので、国が小規模企業の施策について5年間の基本計画を定め、小規模企業者による多様な需要に応じた商品の販売、新事業の展開、経営資源の有効活用、人材の育成活用、地域活性化等に資する事業活動の推進を基本方針とし、これらに基づき小規模企業の振興策を講じるものであります。

中村議員のおっしゃるとおり、法第7条には、地方公共団体は、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。町といたしましては、これまでも商工業活性化推進事業助成金、中小企業者事業資金などにより商工業の支援を推進してきたところではありますが、小規模企業振興条例の制定に向けた検討を進めるとともに、今後とも商工会を初め関係機関と連携し、制度を活用しつつ、小規模企業への支援の充実を図りながら、経営の改善や雇用の拡大など地域経済の活性化を推進すべく施策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。12番、中村議員。

中村議員 今回の町長の答弁の中で、制定に向けた検討を進めるとい
う答弁をいただきました。ぜひ制定をしていただきたく、再質問をさせていただきますが、昨年の第1回定例会でもお話ししましたが、全国及び全道、それから本町においても中小企業の約9割が小規模事業者であります。この小規模事業者というのは、特に今回小学生が見えられていますけれども、製造業であれば20人以下、それから各商店街、個人の企業では5人以下、これが小規模事業者と該当されます。この小規模事業者は、就業機会の提供、それから地域経済の安定、それから地域住民の生活の向上、さらには新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在であることを認識し、頑張っておられます。この頑張っている小規模事業者に対して光を当てたのが基本法及び支援法であります。

このことは町長もしっかりと認識されており、支援をいただいているところではありますが、まさに地域の活性化のためには小規模企業対策の一層の推進を図ることが求められております。制定された基本法の第7条、答弁にありましたけれども、これは地方公共団体を指しての第7条でありますけれども、支援をいただいているところの小規模企業の振興に関する施策策定、実施する責務が明記されているという

ことでありまして、基本法の趣旨は、小規模企業対策の一層の推進を図るために小規模企業者、事業者の持続的発展や小規模企業対策に関する基本計画の策定を盛り込んだ条例をつくるということになっております。小規模事業者をどういうふうにして守っていくのか。今小規模事業者が何を求めているのか、それらをきちっとその条例の中に明記をしていただいて小規模事業者を助けると。しかもその計画を5年刻みでしっかりと見直しをしていただいて、その中でさらに新たな計画の中身を変えていくと。実際に地元の小規模事業者に合ったやり方の法律をつくっていただくという、こういうことであります。

基本法の制定によって、実際商工会でも平成25年度から継続事業であります小規模持続化補助金制度があります。これが26年、27年、28年と継続して行っておりまして、本商工会でも現在27の企業がこの補助金を利用して商店街の各企業の改革に努めております。また、27年7月に経営発達支援計画も国の認定を受けまして、このときは管内では最初に受けた商工会でありますけれども、その後現在19市町村の中で今1町だけが今回最後の申請をしているということでもありますけれども、この申請を受けなければ、これから出てくる国のあらゆる補助金が受けられないということなので、本町の場合最初にその認定を受けまして、現在伴走型小規模事業支援の補助を受け、今実施中であります。今後も基本法の制定によって国から提案される施策については積極的に補助金申請を行い、小規模企業者と一体となって商工会の使命、役割を認識し、地域の活性化に努めていく考えであります。ぜひ3月の議会までに条例の制定に向けて積極的に取り組んでいただき、制定作業の際には商工会と協議をお願いして質問を終わりたいと思います。

加納議長
小林町長

答弁をお願いします。

それでは、中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

本町においては、商工業は農業と並ぶ地域経済を支える産業でありますけれども、特にほとんどが中村議員からお話ありましたように中小企業の皆さんが支えているという、そういう構造でありますから、これまでも商工会の要望等、あるいは協議により支援をしてきたところでもありますけれども、ただいま条例についてのお話があったのでありますけれども、条例について今後整備の検討をしていくのでありますけれども、せっかく条例化するのでありますから、やっぱりしっかり進められるという、そういう条例内容にしたいというふうに思っていますので、早ければ3月の議会に提案すべく、今後私も内部はもとよりでありますけれども、商工会と十分協議をさせていただいて条例化に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長 以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

大西議員 質問順位 2 番、大西米明議員。

おはようございます。きょうは中士幌の小学生が 6 年生が来ていますので、少しわかりやすく質問をしたいと思いますので、通告書と多少違うかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、インバウンド、まずわからぬと思うので、外国から日本を訪れる観光客をどう受け入れるのかということについて質問させていただきます。北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会では、今年度からアジアの外国から来る旅行者を対象に、音更、鹿追、士幌、上士幌の観光の魅力を発信する取り組みを展開するとの報道がありました。政府も成長戦略の柱として 2020 年までに 4,000 万人の訪日客を呼び込むという目標を掲げており、本町だけでなく広域で観光振興対策を行うことは重要であると考えております。また、農林水産省では、農山漁村を訪れる外国旅行者の増加を目指す食と農の景勝地制度を今年度創設し、全国で十勝地域など 5 カ所が選定されたとの報道がありました。十勝地域では、「農のフロンティア十勝にて食・景観を満喫！」をキャッチフレーズに事業を行う実行組織、食と農の景勝地・十勝協議会が選定されましたが、この十勝の範囲は 8 町 1 村となっています。この農林水産省の新制度及び外国から訪れる客の対策についてどのように考えているのか、町長にお聞きします。

加納議長 町長、答弁お願ひいたします。

小林町長 それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

本町の観光については、町及び士幌町観光協会を中心として、それから平成 20 年度からは北十勝 4 町広域観光振興連絡協議会の枠組みで、互いに補完をしながら、広域での観光を含めて振興を図ってきたところでもあります。新聞報道にもありますように、北十勝 4 町協議会では北海道観光振興機構の事業採択を受け、地域連携国際観光周遊と創出事業により、明年 2 月のタイインターナショナルトラベルフェアに参加し、北十勝 4 町の観光資源や周遊ルートを現地の旅行会社や航空会社に P R することとなりました。一方、農林水産省が創設した食と農の景勝地については、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核とし、訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域の取り組みを認定する仕組みであり、全国で 5 地域が選定され、道内では唯一食と農の景勝地・十勝協議会が選ばれました。十勝協議会では、現在 24 団体、11 自治体が構成員となっておりますが、今後オール十勝の取り組みによりさらに実効性のあるものと期待をしているものであります。本町においては、唯一の景勝地、士幌高原の P R に努めるために、北十勝 4 町や十勝観光連盟と連携しながら、参加について検討してまいりたいと存じます。

また、明年4月にオープンする新道の駅、士幌町地域創造発信拠点施設においては、主要施設の4カ国語表示、無料公衆無線LAN、人工知能搭載人工ロボットペッパーによる2カ国語会話、8カ国語に対応したネット通訳サービスを予定しており、士幌町の基幹産業である農業と食の情報発信、町なかの商店街や観光資源へ誘導するためのサインの役割を基本コンセプトとして、インバウンド対応を含め、本町の観光振興を積極的に進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。

今町長から答弁をいただきましたが、抽象的な答弁になっているなと思っていますけれども、まず最初にこれだけ先に聞いておきます。今答弁書の中で唯一の景勝地の士幌高原のPRにつなげるため、北十勝4町で十勝観光連盟と連携しながら農水省の事業に参画について検討してまいりたいと思いますということでありましたけれども、この農水省の事業については乗りおり自由ですから、私が一般質問するときには8町1村と言っていましたけれども、この質問書を提出してから、今町長が答弁の中にあつたように11自治体が入っています。というのは、この制度ができてから帯広市と音更町が参加したわけですから、何ら検討しなくても、出入り自由ですから、もし入ってダメならば戻ればいいしということで、簡単な問題ですから、検討までしなければならぬのかなと思いますけれども、町長、簡単に参画するのなら参画するのだと言ってくれば簡単なのですけれども、どうですか。

加納議長
小林町長
加納議長
大西議員

町長。

わかりました。申しわけありません。参加したいと思います。

大西議員。

まず、参加するということが前提にこれから質問させていただきますけれども、北十勝4町も農水省の事業についても、訪日外国人の誘致をどうしていくかということでもありますけれども、まず受け入れ態勢がどうなっているのかということが大事だと思うのです。音更、上士幌、鹿追の3町は、どうしても歴代の温泉地域があつたり観光の資源があるように見えていますし、士幌町はどうも高原道路だけなのかなというような思いがあるのです。だから、士幌町では観光事業というのはなかなか発展していないのが今の現状でないのかなと思っています。それで、訪日外国人を受け入れるためにはどういうことをしていけばいいのかなということは町自体で考えていかないと、ただこの制度にのっかりましたと、みんなの中で、北十勝4町の中で3町に補完されてうちの町が観光を多少でもというのでは、これは発展性が全然ないのだと思うのです。やはりなければならないようなことを考えていかなければならないと思うのですが、それについて町長どう考えます

か。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

観光資源があるかということであれば、今大西議員がおっしゃったとおりだと思うのですが、本町は何といても日本一と言われる農業があるわけでありますから、農業をいかに観光だとかに生かすかということでありますけれども、今回の道の駅もそういう役割を果たしていくのでありますけれども、農業を食であるとか体験であるとか交流というふうなことに広めるという取り組みを農協、商工会、観光協会等とも連携をしながら今後進めていくというのが新しい農村づくりにつながっていくのだろうというふうに思っておりますから、そういう方向で今後推進をしてみたいと思います。

加納議長
大西議員

大西議員。

人口減だとかいろんなことを言われていますけれども、なかなか人口をふやすというのは難しいことですが、交流人口をふやすことはそれほど難しいことではないと思うのです。交流人口がふえることによって、外国から来る旅行者がいることによっていろんな産業が、宿泊施設だとか飲食店、運輸会社だろうが、そういういろんなところが経済効果があるのだと思うのです。だから、これは大事な事業だし、今も少しずつ緑風荘にも土幌高原にも外国の人が来ているらしいですが、十勝でも14年に14万人でしたか、それを2020年までに25万人まで伸ばしたいということで頑張っているみたいですが、まず話題づくりをしていかなければだめなのかなと。農業は立派ですよといっても、なかなかそれはPRしにくいのだと思うのです。

ですから、私なんかは土幌町に何かをつくれればいいのだと思っているのです。みんなで知恵出し合って、子供たちなんか、きょう来ているけれども、子供たちの発想、我々大人にない発想なんかを聞いてみるとおもしろいのだと思うのです。ですから、私なんかは、美濃から子供たちが来るときに、ここから家まで連れて帰るうちに子供たちはすごく感動するのです。それは、まず畑が平らだ、道路が真っすぐだ、それだけですごく感動しているのです。だから、我々は土幌町に住んでいるから何もわからないのだと思うのです、これは当たり前だと思って。だから、よそから来るとこれがすごいのだってびっくりしているのを見て、えっとこっちが驚くようなものですが、例えば土幌高原だけで売り出してもなかなか売れないのだと思うのです。だから、北海道でも見晴らしのいい場所って結構あるのですけれども、土幌高原のように上にロッジがあるような地域ってそれほどないのだと思うのですよ、あそこで泊まって夜景を見れるとかということころは。大体車で رفتり、歩いて上って高いところから景勝地見晴らすというところが多いのです。そしたら、夜泊まるのだということになると、あそこから見る空なんていうのは満天の星の夜空になりますよね、最

高いのだと思うのです。だけれども、それだけだとほかの地域もやっている。だから、初日の出のときも札幌からも観光バスで来る、十勝川に泊まった人も観光バスで来て、あそこで初日の出、ご来光を拝む。ご来光だとか夕日というのは、どこの地域でも宣伝やっているところはいっぱいあるのです。だったら、逆手にとって、夜泊まるのですから、月の上がっていく、この間スーパームーンってありましたけれども、それなんかはどこの地域もやらないのだと思うのです。月の上がるの、すごく大きい月が上がっていきますよね、今でも。季節によって違うかもしれませんが。ですから、そういうこと、秋口になると一番きれいに月が上っていくのが見えるのですけれども、そういうものを一つの核としてやったらどうなのかな。だから、土幌市街にたくさんカメラ持って写真写す人いますから、そういう人にそういう月のすごさを写真にしてもらって、それでポスターに使うとか。

ですから、豊頃のハルニレなんかはいい例です。あのハルニレ見にいったら、大きくもないし、形もよくないけれども、写真家の人が根室本線に乗っていて見たら、何も無いところにあっていいなと思って、あれを写真に写して、四季の写真を書き写して、それが子供向けの絵本かな、雑誌に出て、それが全国的に有名になったわけですから、何か土幌町でそれを一つの目玉にできるようなものをみんなで考えましょう。それを売り出すことも大事なのだと思うのです。だから、そういうことを今言ったように子供たちの、我々のいろんなぐちゃぐちゃ入った頭でなく、純粋な子供たちの意見を聞いてみるとか、そういうことで高原道路を売り出す方法を考えないと、ただ高原道路がありますだけでは、私も前にも土幌高原なんていうより十勝高原にしたらどうなのだと、ヌプカの里と言うと格好いいけれども、里なのかという気もしますけれども、そういう売り出し方を考える余地はありませんか、町長。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 何かをつくるというのはいい言葉だなというふうにお聞きをしていたのでありますけれども、そういう面では話題づくりだとか、少し発信をしていくという取り組みを進めてまいりたいと思っておりますけれども、農業あるいは食にかかわっても、非常に高い販売額を持っているのでありますけれども、食ということで例えば土幌へ行ったらこういうものが食べられるとか、こういうものがあるという、そういう発想をしながら農村として取り組みということが必要だというふうに思うところでありますし、それから土幌高原のお話がありましたけれども、コテージとかもあるのでありますけれども、あそこは国立公園と十勝の農業地域の隣接ということ、それから深呼吸の丘と言われるほど眺望が十勝管内でも非常にいいということでもありますから、そういう資源的利点というのはあるのでありますけれども、それを地域全体とし

て生かしていくという、そういう努力を今後しなければならないし、いずれにしてもいろんな方に参画いただきながら、そういう話題だとか、いろんなPRをしていかなければならないのでありますけれども、新しい道の駅もそういう役割を果たしていくように知恵を絞っていききたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

再質問、10番、大西議員。

ぜひ知恵を出し合って、いい話題性のある発信をしていただきたいと思えますし、今町長が道の駅の話をしましたけれども、食ということでありますけれども、インバウンドの場合はイスラム教の人たちが世界に大体16万から17万、世界の人口の約2割はイスラム教の人なのです。イスラム教は戒律が厳しくて、豚肉は食べたらだめ、酒は飲んだらだめ、死んだ動物は食べたらだめとかっていろいろな戒律があるのです。それで、ハラール認証という、イスラム教の人たちがなかなか日本に来て食事のとれないのだと。というのは、豚肉を使ったりなんなり、いろんな料理がありますので、食べるものがないのだということですから、ハラールの認定、道の駅でもそういうものをとったというだけで訪日外国人は喜んで、東南アジアに結構イスラム教の人が多いですから、来ていただけるのではないかなと。緑風荘もそうです。そういうことをやることも一つの、十勝でまだないですから、帯広のすし屋さんが1店、承認をとったみたいですが、なかなかそういうのはないから、先にやるとPRになりますし、道の駅のオープンに向けてそういうことも、土幌の食材を使って、豚肉はないですから、鳥肉と牛肉は処理の仕方によって食べれるらしいですから、そういうものも研究してそういう認証をとることによって、オープンと同時にPRの一つにならないですかね。それから、東南アジアからの客の中のイスラム教の人たちも、それがあって安心して土幌町に入ってきて食事をできたり緑風荘へ泊まれるのではないのかなと思うのですが、それについて町長、どう考えますか。

加納議長
亀野産業
活性化
担当課長

はい。

産業活性化担当課長、亀野よりお答えさせていただきます。

ハラール認証につきましては、なかなか認証については厳しい課題が多くて、ただできないものではないと考えますので、この内容についてもいろいろな観点から含めて検討していきたいと考えておりますし、近年東南アジアからの来訪者がふえているというのも事実でございますので、今の内容を含めまして今後検討したいと考えております。

加納議長
大西議員

再質問があれば。10番、大西議員。

検討だけでなく、前向きに検討して。非常にこの認証をとるのは難しいみたいです。本州の東京あたりのホテルでもなかなか苦労してとっているらしいですが、それほどここでやるのなら難しい。十勝の野菜、今度やる人は野菜農家の人がやりますから、野菜を中心に

やっていけば何ら問題ないわけですから、ただ豚肉だとか、そういうものをどう使うかだけの問題ですから、難しいのだと言ったら難しいのです。やるのだと言えればやれるのです、こんなもの。ただ意気込みだけです。道の駅というのはどこでも今できてきているから、何かよそと違うものをつくっていかないと、それは衰退します。だから、前から僕も言っているように、道の駅って2桁以上の国道は難しいと言われるのと同じように、何かそこで出していく、外国人も来る。私は、今回インバウンドの誘致について質問していますが、それとあわせて日本人も観光に来てくれるようなPRの仕方をしていけば、訪日外国人だけでなく日本人も土幌町の観光に目を向けてくれる人も出てくるのだらうなと思っているのです。だから、相乗効果になればいいなと思っています。

それで、今回の行政報告の中で地域おこし協力隊についての中で、地域のPRと情報通信、商品の品質管理と新商品開発、地域商品の販売促進ということで3人の地域おこし協力隊を採用したという報告が行政報告でありましたけれども、ペッパーが2カ国、3カ国語を通訳できるのだといつつも、こういう協力隊の人たちが多少英語で来る訪日外国人にしゃべれないと、採用するとき、今職員の中で英語が得意な人もいるかもしれませんが、そういう人を採用するとき最低でも英語ぐらいはしゃべれないと。フィリピンや何かの人は英語べらべらですから、だから日本人結構ばかにされるのですけれども、今度からは採用するときには、道の駅にもいるのだと思うのです。だから、そういう外国人を受け入れるためにはその中で英語もしゃべれるような隊員を募集してほしいと思うのです。町長、どうですか。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、大西議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えますけれども、これから特に道の駅なんかにはいろんな人が来るし、特に外国人の人が来るということが多くなるのだと思います。そういうものに対応するという、そういう体制は私どもつくっていかねばならないと思うところでありまして、またいかにほかの道の駅と差別化した特色を持つかという挑戦をしていかねばならないと思うのですけれども、その面で指定管理者の商工会も収益的事業者として入っていただく方もいろんなPRをして頑張っているのでありまして、町もそれに呼応して協力していきたいと思えます。

それから、もう一つは、地域協力隊3人と、それからロボットペッパーを入れるのでありますけれども、どちらかが完結するのではなくて、これをうまく組み合わせる効果を出していきたいというのでありますけれども、今3人入れた方が英語ができる、堪能だというふうには聞いていないのですけれども、どのくらいか、苦手なのか堪能なのかわかりませんが、特に英語が得意だというふうには聞いてい

ないのでありますけれども、今後いろんな入れる中では、英語ということも大事なことでありますから、できれば英語ができる方を入れていくという、そういう採用も少し考えてみたいと思います。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

まず、いろいろ宣伝はするのだけれども、受け入れ態勢はまだ土幌町は整っていないのだと思うのです、今のところ。ですから、早急に受け入れ態勢をしていかないと、4町でやります、農水省の十勝全市町村でやる。その中に、4町のやつは観光振興のあれで5年間で500万円ですか、補助金もらえますけれども、農水省のやつは一切補助金も何もないのです。ですけれども、今後いろんな事業をやるときには、農水省ですから金出してくるのだと思うのです、補助金。ですから、どんどん、どんどん、この制度をつくるのに、十勝が入るのにも地元の中川代議員がえらい骨を折ってもらって入れたみたいですし、考えれば美瑛だとか、それから石狩、富良野、釧路、十勝で十勝が生き残って、全国の44地域から北海道では十勝だけだったのですけれども、それは地元代議員のおかげだったのだと思うのですけれども、それを利用しない手もないし、それでいろんな制度の中で補助金をもらいながら、利用して受け入れ態勢をつくっていくのを早急にやらなければならないのだと思うのです。産業振興課も大変だと思いますけれども、みんなで庁舎全体で、いろんな活性化につながっていきますし、それがプラスアルファとして日本人の観光客も来てくれれば緑風荘の経営にもプラスになっていくだろうし、道の駅もプラスになる、そしてヌプカの里もよくなっていくのだろうという、そういうところにいろいろ税金入れなくてもいいような体制づくりになっていけば、またその金がほかの町民のほうに補助金として出せるのですから、ぜひ受け入れ態勢をきちっとして、万全な体制で受け入れる。今見ていると、ただ手挙げたけれども、これからというような話ですから、ぜひ早急にインバウンドを受け入れる体制づくりをしていただきたいなと思います。

加納議長
小林町長

町長。

本町には観光協会があるのでありますけれども、必ずしも今言われたようなことに応えるという組織体制になっていないという問題あるのですけれども、当面観光協会には観光と、それから物産とあわせた観光物産協会というような、そういう性格を持つようにというお話ししてあるのでありますけれども、いずれにしても観光協会が今言われたように観光だとか、食だとか、交流だとかということが役が果たせるように組織強化を関係の皆さんとちょっと協議をさせていただきたいと思います。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

瀬口総務
企画課長

それでは、日程第3、議案第11号「平成28年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

平成28年度土幌町一般会計補正予算〔第6号〕。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,246万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億7,802万9,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものです。

初めに、本補正予算の歳出で2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費及び7節賃金の増額等につきましては、主に人事院勧告に基づきます給与表、勤勉手当、期末手当の改正に伴うもので、各款項目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、それ以外の歳出を説明いたしますので、11ページをごらんください。2款1項1目一般管理費では、明年1月採用予定の地域おこし協力隊員2名分の4節、社会、雇用保険料、7節賃金合わせまして138万4,000円を追加、18節備品購入費は中土幌消防会館車庫暖房用ストーブの更新分。

12ページ、6目企画費は、ふるさと納税に係る経費として8節で寄附報償、12節役務費合わせまして439万5,000円の追加、地域おこし協力隊員に係る経費といたしまして9節、赴任旅費、11節需用費、14節、各種借り上げ料等を合わせ87万円の追加。

9目情報管理費では、19節、番号制に係る情報システムの機構負担分を計上しておりまして、特定財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当するものでございます。

14目愛のまち建設基金は、25節でふるさと寄附の増額により積立金を追加いたしまして、特定財源として指定寄附金を同額計上するものでございます。

14ページ、3款1項1目社会福祉総務費は、臨時福祉給付金に係る7節から12節までの事務経費及び19節の給付金、合わせまして1,609万5,000円を追加するもので、特定財源として国庫補助金を充当いたします。

3目障がい者福祉費は、20節、自立支援介護・訓練等給付費、これは児童通所施設利用者の増に伴う追加で、特定財源として国及び道負担金をそれぞれ充当いたします。

5目老人福祉施設費、7目後期高齢者医療費、8目国民健康保険費及び15ページに行きまして10目介護保険費は、各事業等に伴う繰出金の追加または減額を計上。

2項4目児童手当費、23節、児童手当負担金返還金は、27年度国庫交付金確定に伴い追加するものです。

16ページ、4款1項2目予防費は、健康講演に係る経費分として32万8,000円を追加。

17ページ、5款1項1目労働諸費は、定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金増に伴う追加でございます。

同じく、2目失業対策費では、町有建物の解体工事を追加。

6款1項1目農業委員会費では、19節、農業者年金協議会補助金を追加し、特定財源として農業者年金業務委託金交付金を充当いたします。

2目農業総務費は、19節、共済会計職員給与費負担金及び28節、共済会計事務費繰出金合わせまして59万4,000円を追加し、特定財源として職員給与費負担金を充当。

3目農業振興費は、19節でJA土幌バレイショ加湿供給装置整備補助金の追加で、特定財源として道の地域づくり総合交付金を同額計上いたします。

18ページ、7目土地改良事業費、19節は土幌佐倉第2地区畑総道営事業負担金の追加で、特定財源として公共事業債800万円を計上いたします。

7款2目観光振興費では、11節、12節、新道の駅記念式典の準備経費及び管理費等分、そのうち11節の修繕料はしほろ温泉プラザ緑風分として追加計上するものです。15節工事請負費は実績に伴う減額でございまして、その分を差し引き、57万6,000円を追加いたします。

19ページ、8款2項3目道路橋梁新設改良費は、特定財源として辺地対策事業債430万円を計上。

5項1目住宅管理費では、11節、修繕料、若葉団地定住促進住宅設備の改修として205万円を追加いたします。

9款消防費では、とかち広域消防事務組合負担金署費、施設費の減額として112万7,000円。

21ページに行きまして、14款災害復旧費は、特定財源として単独災害復旧事業債1,310万円を計上し、財源補正をしようとするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、10ページをごらんください。特定財源以外の一般財源ですが、15款2項1目不動産売払収入は、本定例会初日に議案第1号で議決いただきました土地売払収入1,276万9,000円を追加。

9ページに行きまして、9款1項1目地方交付税3,345万3,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、公共土木施設単独災害復旧費の追加、公共事業債及び辺地対策事業債は起債限度額を変更するものでございます。

なお、22ページ、23ページは特別職及び一般職の給与費明細書を、

	<p>24ページは地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
加納議長 秋間議員	<p>これから質疑を行います。ございませんか。3番、秋間議員。</p> <p>17ページの労働諸費、19節で定住雇用促進の関係の建設事業でございますけれども、これは新聞報道である程度のことは理解をしてございますけれども、これについて説明をお願いしたいと思います。</p>
加納議長 高木産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木より説明申し上げます。</p> <p>定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金でございますけれども、従来町内業者が施工する分については平米2万円、町外業者施工については1万円という形の補助をしてございましたけれども、本年4月にさかのぼりまして町外業者の施工に対しましても町内業者施工と同じ2万円を助成するものでございます。これに伴いまして、現在建設をしているのが3棟、戸数にしますと14戸でございます。これに加えまして今後建設を予定しておりますのが1棟4戸ということで、今建設中の3棟のうち1棟が町外業者の施工ということで補助申請をいただいております、当初予算の1,000万の中ではその分で支出をする予定でございましたけれども、4月にさかのぼり2万円を助成するというところで、その分の増額を含めて不足分の500万円を追加計上したものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
加納議長 中村議員	<p>12番、中村議員。</p> <p>今の17ページのすぐその下なのですけれども、町の失業対策事業で町有物件の解体とありますけれども、今回どこを予定しているのかお聞きしたいと思います。</p>
加納議長 高木産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木のほうからお答えをいたしたいと思います。</p> <p>今予定しておりますのがもとの協同碎石の事務所及び倉庫、それと病院の技師住宅1棟、この2つを予定してございます。</p>
加納議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

4

大森保健
福祉課長

日程第4、議案第12号「平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,038万8,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、9万9,000円を追加し、2,026万1,000円とするもので、これは人事院勧告による給料等の増額によるものであります。特定財源といたしましては、職員給与費繰入金と同額充当するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みにより1,027万5,000円を追加し、6,663万5,000円とするものです。特定財源といたしまして、療養給付費負担金、前年度繰越金を記載のとおり充当するものです。

4款1項1目前期高齢者納付金は、2万円を追加し、8万円とするもので、前期高齢者納付金の増額によるものであり、特定財源といたしましては前年度繰越金を充当するものです。

6款1項1目介護納付金は、12万5,000円を追加し、5,442万5,000円とするもので、介護納付金の増額によるものであり、特定財源といたしましては前年度繰越金を充当するものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は8ページに掲載してありますので、参照願います。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長

これから質疑を行います。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5

日程第5、議案第13号「平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。

大森保健 福祉課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,495万2,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、68万5,000円を減額し、880万円とするものであります。これは、人事異動による給料等の減額によるものであります。特定財源といたしまして、職員給与費繰入金を同額減額するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <p>なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載させていただいておりますので、参照願います。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6	<p>日程第6、議案第14号「平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
大森保健 福祉課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より平成28年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,116万3,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の174万1,000円を追加し、2,054万6,000円とするものです。これは、人事院勧告による給料等の増額によるものと総合事業保険料算定方法改正対応により介護保険システム改修委託料158万6,000円によるものでございます。特定財源としまして、介護保険システム改修事業費補助金、職員給与費等繰入金、事務費繰入金を記載</p>

のとおり充当するものであります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費は、実績見込みにより450万円を追加し、1億750万円とするものであります。特定財源は、現年度分介護給付費負担金等、制度のルールに基づき記載のとおり充当するものです。

2款2項1目介護予防サービス給付費は、実績見込みにより200万円追加し、830万円とするものであります。特定財源としましても記載のとおり制度のルールに基づき充当するものであります。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、小規模多機能施設利用実績見込みにより120万円追加し、349万円とするものであります。特定財源としましても記載のとおり、制度に基づき充当するものです。

2款2項5目介護予防福祉用具購入費は、実績見込みにより20万円追加し、40万円とするものであります。特定財源としましても記載のとおり、制度に基づき充当するものです。

2款2項6目介護予防住宅改修費も実績見込みにより90万円を追加し、174万1,000円とするものであります。特定財源としましても記載のとおり、制度に基づき充当するものです。

2款2項7目介護予防サービス計画給付費は、実績見込みにより50万円追加し、166万2,000円とするものであります。特定財源としましても記載のとおり、制度に基づき充当するものです。

歳入について説明いたしますので、6ページをお開き願います。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を174万7,000円追加し、1,273万9,000円とするものであります。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

他の歳入につきましても、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は10ページに掲載してございますので、参照願います。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

7

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、議案第15号「平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

矢野特養
施設長

特別養護老人ホーム施設長、矢野より平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,157万6,000円に改めようとするものです。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告による給料改定に伴い114万2,000円の追加、3節職員手当等につきましては一般職手当が職員の人事異動及び制度改正に伴う追加、退職手当組合負担金は手当率変更に伴う減額で、合わせて121万6,000円の追加となっております。4節共済費の職員共済組合負担金につきましては、職員の異動及び給料改定に伴い179万9,000円の追加、社会保険料及び雇用保険料並びに労災保険料と合わせて291万5,000円を追加計上するものでございます。

給与費の詳細につきましては、6ページの給与費明細書をごらんください。

次に、歳入について説明いたしますので、4ページをごらんください。3款1項1目一般会計繰入金で139万6,000円、4款1項1目繰越金で387万7,000円の合わせて527万3,000円を追加計上し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第16号「平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。

増田
建設課長

建設課長、増田から平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,384万3,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正によるものとします。

最初に、歳出予算から説明しますので、6ページをごらん願います。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費まで人事院勧告による人件費の増額と12節役務費は水道災害による新浄水場供用開始に伴う水質検査の追加による増額と27節公課費で消費税を合わせて89万9,000円を増額するものでございます。

2目水道管理費では、11節需用費を燃料と新浄水場稼働に伴う機器移転等による修繕料を合わせまして214万1,000円を増額するものでございます。

2款1項1目水道施設費の19節負担金補助及び交付金は、土幌地区簡易水道事業負担金と営農用水事業に伴う道営土地改良事業負担金を合わせまして2億8,696万円を増額するものでございます。特定財源は、水道事業債2億8,690万円を増額するものです。

次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、5ページをごらんください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金に310万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、3ページをごらん願います。第2表、地方債補正でございますが、事業の確定に基づき、簡易水道事業債において起債限度額を変更するものでございます。

なお、7ページには給与明細書と8ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。11番、加藤議員。

6ページの19節の土幌地区の簡水事業です。2億円で上がっているのですけれども、これ多分災害の、今課長説明いただいたのですけれども、繰り上げで事業を前倒しでやっているはずなのです。この簡水事業の完了度って、これでもう事業全体が完了するのでしょうか。

加納議長
増田

建設課長。

ここの2億円の分につきましては、前回災害の緊急災害の部分につ

建設課長	<p>いてはそうなのですけれども、この2億円につきましてはおおむね来年度事業の事業推進のほうになります。今の緊急の災害の配置ではなくて、実際災害復旧で接続、40号のところで水道のあれがありましたよね、あれの災害のほうは進んでいるのですけれども、それを接続したことによって、あくまでも応急工事でございますので、来年度の本格的な事業に向けての営農用水及び簡水事業の補正を北海道のほうから認めていただいて、来年に向けてのやつです。これにつきましては、3月の補正の段階で繰り越しとして進めさせていただきたいと思いません。</p>
加納議長	<p>以上です。 ほかにございませんか。 (な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
9	<p>日程第9、議案第17号「平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
増田建設課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。 建設課長、増田から平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,136万7,000円に改めようとするものでございます。 最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、3節職員手当等14万4,000円の増額、4節共済費4万4,000円の減額をするものでございます。 次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、4ページをごらん願います。5款1項1目繰越金で前年度繰越金に10万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 なお、6ページに給与費明細書が掲載されておりますので、参照願います。 以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 0	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第18号「平成28年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。
	高木産業振興課長	産業振興課長、高木より議案第18号 平成28年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。 第1条、業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,763万8,000円にそれぞれ改めようとするものであります。 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の合計59万4,000円の追加につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与、手当等の追加であります。詳細は、6ページの給与費明細書を参照願います。特定財源としましては、共済会計職員給与費負担金3万円を追加するものでございます。 次に、4ページの歳入を説明いたします。3款については、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。 5款1項1目1節事務費繰入金で56万4,000円の追加ですが、本科目で収支の均衡を図ったものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 1	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第11、議案第19号「平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。
	山下病院事務長	国保病院事務長、山下より平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕について説明申し上げます。 第2条の収益的収入及び支出の予定額では、支出、1款病院事業費

用 9 億 6,314 万 1,000 円を 9 億 3,978 万 3,000 円に、1 項医業費用 9 億 4,501 万 2,000 円を 9 億 2,165 万 4,000 円に改めるものです。

第 3 条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費 6 億 2,115 万 6,000 円を 5 億 9,592 万 1,000 円に改めるものです。

それでは、補正予算説明書に基づき説明させていただきますので、3 ページをお開き願います。支出、1 款 1 項 1 目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定と人事異動や退職、手当の見直しに伴い 2,523 万 5,000 円を減額するもので、1 節給料で 832 万 6,000 円の減額、2 節手当で 862 万 5,000 円の減額、3 節賃金で 417 万 5,000 円の減額、4 節法定福利費で 410 万 9,000 円を減額するものです。

3 目経費では、ボイラー室内の配管や院内消防設備などに急を要する修繕が必要なことから、10 節修繕料で 187 万 7,000 円を増額するものです。

そのほか補正予算にかかわり給与費明細書を 4 ページ、5 ページに添付しましたので、参照ください。

以上で説明を終わります。審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

済みません、議案 3 ページで訂正がございます。2 行目、資本的収入及び支出となっておりますけれども、ここは収益的収入及び支出の誤りです。大変申しわけありません。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第 19 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了しました。
次回はあす 9 日午前 10 時から再開いたします。
本日はこれで散会いたします。

(午前 11 時 25 分)